

▼内容

「琵琶湖や周辺河川の

貝類のお話」

講師／多湖格也氏

(環境学習地域リーダー)

固まる(び)に学ぶ会(井上直彦会長)

☎(057)0810816

お知らせ



高島市職員採用試験の

お知らせ

平成20年度高島市職員(一般事務職、消防職、保健師および保育士・幼稚園教諭)採用試験を次のとおり行います。

○採用予定人員および受験資格

◆一般事務職 3人程度

・学歴 不問

・年齢 昭和56年4月2日から平成3年4月1日まで

◆一般事務職(民間企業等経験者) 3人程度

・年齢 昭和46年4月2日から昭和56年4月1日まで

に生まれた者

・平成21年3月31日現在で、

民間企業等における職務経験が5年以上ある者

※「民間企業等職務経験」とは、会社員や団体職員等として、一年以上継続して就業した期間をいいます(職務経験が複数の場合は通算できません)

が、同一期間内に複数の職務に従事した場合はどちらか一方に限りません。なお、パート

タイマー、アルバイト、公務員としての期間や休職などの期間は職務経験から除きます。

◆消防職 6人程度

・学歴 不問

・年齢 昭和58年4月2日から平成3年4月1日まで

◆保健師 2人程度

・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者

(平成21年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む)

◆保育士・幼稚園教諭 2人程度

・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭の資格を有する者

(平成21年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む)

◆保育士・幼稚園教諭 2人程度

・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭の資格を有する者

(平成21年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む)

◆保健師 2人程度

・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者

(平成21年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む)

◆保育士・幼稚園教諭 2人程度

・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭の資格を有する者

(平成21年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む)

◆保育士・幼稚園教諭 2人程度

・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭の資格を有する者

(平成21年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む)

・昭和52年4月2日以降に生まれた者

・保育士の登録をした者(平成21年3月31日までに登録見込みの者を含む。)

また、幼稚園教諭の資格を有する者(平成21年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む。)

○第1次試験

▼期 日 9月21日(日)

▼場 所 湖西中学校

▼方 法

〈一般事務職、消防職〉

・教養試験(高等学校卒業程度)

・自己アピール試験(書類審査)

〈保健師、保育士・幼稚園教諭〉

・教養試験(短期大学卒業程度)

・専門試験

・自己アピール試験(書類審査)

※第1次試験合格者を対象に第2次試験を10月下旬に、第2次試験合格者を対象に第3次試験を11月中旬に行います。最終合格者発表は11月下旬の予定です。

○受付

▼期 間 8月1日(金)～21日(木)

▼時間

8時30分～17時15分

▼場 所 市役所職員課

職員課

☎(057)85225

国保税の支払方法の変更

国民健康保険税(国保税)を年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、次の要件をい

ずれも満たす方は、申し出により国保税を口座振替によりお支払い

いただくことが可能となります。

①これまでの保険税を、確実に納めていただいている方

②これからの保険税を、口座振替により納めていただける方

8月20日までにお申し出いただいた場合、10月分の年金からの

お支払いを中止し、口座振替納付への変更手続きを行います。

お申し出は、印鑑をお持ちの上、

税務課または各支所窓口でお願いします。

※②の要件について、今まで納付書による納付をされていた方が申し出をされる場合には、事前に金融機関の窓口にて、国保税の口座

振替の手続きを行っていただいたうえ、「申込者控用」を申し出の際に提示してください。

※8月20日以降にお申し出いただいた場合は、12月以降について支払い方法を変更させていただきます。詳しくは、税務課にお問い合わせください。

問 税務課

☎(057)81116

住宅の熱損失防止改修工事

(省エネ改修)に伴う

固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ改修工事を行うと、翌年分の固定資産税(改修面積のうち120㎡相当分まで)の3分の1が減額されます。

◇対象家屋

平成20年1月1日以前から高島市内に所在する住宅または併用住宅(賃貸住宅を除く)

※併用住宅の場合は居住部分の床面積が全体の2分の1以上あること。

※新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は適用されません。

◇対象工事

①窓の断熱性を高める改修工事(必須)

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

※①～④の工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。

◇申請方法

省エネ改修工事が完了してから3か月以内に、必要書類を揃えて申請してください。

《必要書類》

①住宅の熱損失防止改修工事(省エネ改修)に伴う固定資産税減額申請書

②現行の省エネ基準に新たに適合するようになったことを証明する書類(建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したもの)

③省エネ改修に要した費用を証する書類(領収書等の実際に支払った金額がわかる書類で、かつ省エネ改修に要した金額が確認できるもの)

④工事が完了日が確認できるもの(工程表もしくは施工業者の

工事完了日が確認できるもの)

証明等)

⑤併用住宅の場合、居住部分の面積が確認できる図面

問 税務課

☎(057)81116

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに!

8月は、児童扶養手当現況届および特別児童扶養手当所得状況届の提出月です。対象者の方へは関係書類を郵送しますので、それぞれの提出期限までに市役所子ども家庭総務課または各支所保健センターへ提出してください。

▼提出期間

・児童扶養手当現況届

8月1日(金)～8月29日(金)

・特別児童扶養手当所得状況届

8月11日(月)～9月10日(水)

☆児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母親または母親にかわってその児童を養育している方、あるいは父親が身体に重度の障がいがある児童の母親に対して児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

☆特別児童扶養手当とは

身体や精神に中度以上の障がいのある児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

問 子ども家庭総務課

☎(057)81136

8月は食品衛生月間

高温多湿の日本の夏は、食中毒菌の繁殖しやすい季節です。

食中毒菌を「つけない(よく洗う)・増やさない(早く食べきる)・やっつける(十分加熱)」の三原則で予防しましょう。

問 健康推進課

☎(057)81110

お盆休みの救急歯科診療

お盆時期、市内の歯科診療所が長期休診となることから、高島市歯科医師会により当番制の休日救急歯科診療が行われます。

問 歯科医師会

☎(057)81110